

平成 28 年 3 月 11 日  
株式会社 佐賀共栄銀行

## 「きょうぎんハッピーリタイア定期預金」(退職金専用定期預金) の取扱い開始について

株式会社 佐賀共栄銀行(頭取 二宮 洋二)は、お客様の退職金運用ニーズにお応えできるよう、「きょうぎんハッピーリタイア定期預金」(退職金専用定期預金)の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本商品は、金利の上乗せと、お取引に応じてさらに金利の上乗せ(当行に公的年金振込口座をお持ちの方もしくは予約された方、給与振込口座をお持ちの方、積立投資信託をお申込みの方)をさせていただくことに加えて、無料で、「暮らし支援サービス」<sup>注</sup>を提供させていただきます。

これからも地域に根差した面倒見の良い銀行を目指し、地域の発展に精一杯の努力をして参ります。

注:暮らし支援サービスとは・・・

暮らし支援サービスとは、お預け入れいただいたお客様で、セカンドライフのプラン作成のご相談・ご支援や、遺言・相続に関するご相談・ご支援、地域・社会活動に関するご相談・ご支援等を実施する暮らしのご相談・ご支援サービスをご希望される方に無料<sup>1</sup>で付与させていただくものです。

なお、本サービスのご提供につきましては、当行と、公益財団法人佐賀未来創造基金及び一般社団法人市民生活パートナーズの3者で締結する、「市民生活及び市民活動の包括的支援に関する協定」事業として実施するものです。

### 記

1. 商品名 「きょうぎんハッピーリタイア定期預金」(退職金専用定期預金)
2. 販売対象 個人のお客様まで、平成27年10月以降に退職金を受け取られたお客様が対象となります。
3. 販売期間 平成28年3月22日(火)~平成28年6月30日(木)
4. ご預金の種類 自動継続式スーパー定期、自動継続式大口定期預金  
(原則通帳式、総合口座を含む)  
但し、総合口座は20歳以上の方を対象とします。

<sup>1</sup> ご相談・ご支援をさせていただく中で、個別具体的な案件で業務委託の依頼等があった場合には有料となる場合もございます。

# KYOGIN NEWS RELEASE

佐賀共栄銀行 総合企画部  
TEL 0952-22-7578  
FAX 0952-26-8493

5. 預入方法 (1) 預入金額 100万円以上 3,000万円以内  
(2) 預入期間 3ヶ月・6ヶ月・1年・3年・5年  
窓口でお預け入れの方に限らせていただきます。

6. 適用金利

適用金利 (窓口)	お預け入れ期間	上乗金利	年金・給振・積立投信 をお申込みの方
			店頭表示金利+0.65%
	期間3ヶ月	店頭表示金利+0.40%	店頭表示金利+0.80%
	期間1年	店頭表示金利+0.20%	店頭表示金利+0.40%
	期間3年	店頭表示金利+0.25%	店頭表示金利+0.45%
	期間5年	店頭表示金利+0.30%	店頭表示金利+0.50%

店頭表示金利は、預入日時点のスーパー定期預金、大口定期預金の店頭表示金利とします。

店頭表示金利は、店頭の金利ボードまたは当行ホームページでご確認ください。

中途解約の場合は、金利上乗せ適用期間中であっても金利の上乗せは適用されません。

金利の上乗せは当初預入期間にのみ適用します。初回満期日以降は、店頭表示金利で自動継続します。

7. 募集総額 10億円

8. 暮らし支援サービス 別紙、暮らし支援サービス一覧表をご参照ください。

9. その他の留意事項 この定期預金は、窓口でのみマル優制度のお取扱いが可能です。

この定期預金は、預金保険の対象となっています。

詳細につきましては、別紙「商品概要説明書」をご参照ください。

以上

本件照会先 営業統括部 リテール営業グループ  
担当者 本告・今村  
TEL 0952-26-2806

お客様と未来へ。  
マイ・パートナー・バンク

 佐賀共栄銀行

## 別紙

### 暮らし支援サービス

#### ライフプラン作成相談・支援サービス

ライフプラン作成相談及び支援（キャッシュフロー作成、家計見直しを含む）

・担当：市民生活パートナーズ（専任ファイナンシャルプランナー）

社会保障相談（健康保険・年金等）

・担当：市民生活パートナーズ（専任ファイナンシャルプランナー）

税金相談（相続税・所得税等）

・担当：市民生活パートナーズ（専任ファイナンシャルプランナー）

民間保険活用相談及び支援（医療保険・生命保険・損害保険等）

・担当：市民生活パートナーズ（専任ファイナンシャルプランナー）

資産運用・投資・不動産活用相談及び支援

・担当（資産運用・投資）：佐賀共栄銀行（専任担当者）

・担当（不動産活用）：市民生活パートナーズ（専任ファイナンシャルプランナー）

#### 暮らしの相談・支援サービス

遺言・相続相談及び支援

・担当：市民生活パートナーズ（専任行政書士及びファイナンシャルプランナー）

介護・成年後見相談及び支援

・担当：市民生活パートナーズ（専任行政書士及びファイナンシャルプランナー）

エンディングノート作成相談及び支援

・担当：市民生活パートナーズ（専任ファイナンシャルプランナー）

地域・社会活動相談及び支援

・担当：未来創造基金（専任担当者）

その他、暮らし・社会生活に関する相談及び支援全般

・担当：市民生活パートナーズ（専任行政書士及びファイナンシャルプランナー）

社会保障相談、税金相談につきましては、相談業務のみとなります。